

(案)

収入印  
紙

## 業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 令和5年度 街路樹美化業務委託(その2)
- 2 履 行 場 所 那覇東地区
- 3 履 行 期 間 自 令和5年 月 日  
至 令和6年 3 月 15 日
- 4 委 託 料 ¥ \_\_\_\_\_  
うち消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_
- 5 部 分 払 回 数 3 回以内
- 6 契 約 保 証 金 那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき免除する。
- 7 特 約 事 項 前金払適用しない。

上記業務について、発注者と受注者とは、那覇市業務委託契約約款（街路樹）に基づき、各々対等の立場における合意により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自がその1通を所持する。

令和5年 月 日

発注者 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那 覇 市  
那 覇 市 長 知念 覚 印

受注者 所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

## 那覇市業務委託契約約款（街路樹）

### （総則）

第1条 受注者は、別冊の仕様書（図面及び現場説明書を含む。以下同じ。）に基づき、頭書の期間内に、頭書の業務を完了しなければならない。

2 仕様書に明示されていないものについて疑義があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

### （工程表）

第2条 受注者は契約締結後14日以内に、仕様書に基づき工程表を作成し、発注者に提出してその承認を得るものとする。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### （報告義務）

第4条 発注者は、この契約の成果の一部を必要としたときは、受注者に対して、その資料の提出を求めることができる。

### （再委託の禁止）

第5条 受注者は、業務の処理を第三者に委託してはならない。ただし、書面による発注者の承認を得た場合にはこの限りでない。

### （監督員）

第6条 発注者は、監督員を置いたときは、その指名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

### （現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面をもってその氏名を発注者に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。

2 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

3 発注者は、現場代理人又は受注者の使用人がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

5 受注者は監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を

とることを請求することができる。

6 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

### （作業機材の負担）

第8条 委託業務の実施に要する機械、器具及び材料は、すべて受注者の負担とする。

### （臨機の措置）

第9条 発注者は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、受注者に対し所要の措置をとることを求めることができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく発注者に報告しなければならない。

### （調査等）

第10条 発注者は、受注者の委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して必要な指示を受注者に与えることができるものとする。

### （業務内容の変更等）

第11条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、期間又は委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

### （履行期間の延長）

第12条 受注者は、その責めによらない理由により、期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付けて期間の延長を求めることができる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

### （損害のために必要を生じた経費）

第13条 業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、これを発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

### （検査及び引渡し）

第14条 受注者は、業務を完了したときは遅滞な

くその旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会の上、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 前項の検査に合格しないときは、受注者は遅滞なく補正を行い再検査を受けなければならない。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引き渡すものとする。

#### (委託料の支払い)

**第15条** 受注者は、前条第4項の規定による引渡しを完了したときは、書面をもって委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

#### (部分払)

**第16条** 受注者は、当該業務の完成前に、業務の出来形部分に相応する委託料相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払いを請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求にかかる業務の出来形部分の確認を発注者に求めなければならない。この場合においては、発注者は、遅滞なくその確認を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 部分払の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。

部分払金の額 ≤ 第1項の委託料相当額 × 9 / 10

- 4 受注者は、第2項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払金を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 5 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度、部分払の請求をする場合においては、第1項及び第3項中「委託料相当額」とあるのは「委託料相当額からすでに部分払の対象となった委託料相当額を控除した額」とする。

#### (履行遅滞における延滞金)

**第17条** 受注者の責めに帰する理由により、期間内に業務を完了することができない場合において、期間後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して

期限を延長することができる。

- 2 前項の延滞金は、遅延部分に相当する代価につき遅延日数に応じ当該契約の締結の日における支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。

#### (発注者の解除権)

**第18条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- 三 第7条に規定する現場代理人を配置しなかったとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 五 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結

したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 発注者は、受注者が、第19条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。
- 3 発注者は、受注者が、公告等で示したこの契約の入札参加資格等の条件を満たさないにもかかわらず、入札に参加し、この契約を締結したことが明らかになったときは、この契約を解除することができる。
- 4 前3項の規定により、この契約が解除された場合において、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

#### （受注者の解除権）

**第19条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第11条第1項の規定により内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき、又は中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能になったとき。

- 2 前項によりこの契約を解除した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

#### （違約金等の徴収方法）

**第20条** 発注者は、受注者から違約金、損害金又は賠償金を徴収する場合において、当該契約に係る本市の債務があるときは、これを相殺するものとし、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は受注者から遅延日数につき当該契約の締結の日における支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

#### （秘密の保持）

**第21条** 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### （紛争の解決）

**第22条** この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に定める事項について発注者と受注者との間に紛争を生じた場合

には、発注者と受注者との協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

#### （契約外の事項）

**第23条** この約款に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。